

## 春日市議会災害対応要綱に基づく行動マニュアル（基本的な考え方）

### 1 議会の役割

議会は、大規模災害が発生した非常時においても、議事及び議決機関としての機能を停止することなく、定足数に足りる有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない。そのため、様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応できる体制を整えなければならない。加えて、復旧及び復興においては、住民代表機関として、大きな責務と役割を担う。

### 2 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあつては、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

このことから、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分認識する中で、業務継続体制の明確な行動が求められるとともに、地域活動などに従事する役割を担う。

組織の名称	春日市議会災害対策会議
目的	大規模災害などの非常時において、市の災害対策本部との連携及び協力等により、迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に寄与する。併せて、二元代表制の趣旨に則り、議事及び議決機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る。
想定する災害	震度5強以上
設置の時期	大規模な災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合において、議長が必要と認めるときに設置する。
設置の場所	全員協議会室
組織の解散	災害発生時の応急対応から復旧・復興体制へ移行し、市災害対策本部が解散した場合等において、市議会災害対策会議に諮り、議長はこれを解散する。
位置付け	春日市議会内に設置する任意の会議とする。
役割・職務	災害対策会議の役割 ① 議員から提供された地域の情報や避難所の状況等の災害情報を集約し、情報の共有化を図る。 ② 市災害対策本部との連携を図り、災害情報を共有し、又は提供する。 ③ 応急対策、復旧及び復興について検討し、必要に応じて国、県、関係団体等への要望活動を行う。

### 3 災害時の基本的行動

災害発生 ⇒ 市民の安全確保と応急対応など地域での活動、災害情報などの収集 ⇒ 議会災害対策会議の設置 ⇒ ①議会災害対策会議の開催 ⇒ ②被災地支援・情報収集 (必要に応じ①⇒②を繰り返す) ⇒ 議会災害対策会議の解散

災害発生から議会災害対策会議の設置・解散まで

大規模災害が発生、市災害対策本部の設置		
区分	議員の行動	議会事務局職員の行動
<p><b>【安全確保】</b></p> <p><b>【安否確認】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難する。</li> <li>・議長又は議会災害対策会議の指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等、地域において活動する。また、地域の災害の現場、避難所等で災害に関する情報収集に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身や家族等の安全を確認し、市の災害対策マニュアル等に基づき参集する。</li> <li>・本庁に参集後、全議員の安否状況の確認をメール等で送信する。</li> </ul>
<p><b>【議会災害対策会議の設置】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況をメール等で速やかに返信する。被災による通信障害もあり得ることから、一定期間、議会事務局から安否状況の確認がない場合、何らかの方法で速やかに自らの安否を連絡する。</li> <li>・議長は、議会災害対策会議を設置する。設置場所は、全員協議会室とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各議員から受けた安否状況の報告を集約し、全議員にメール等で送信する。また、遅れて届いた報告は、その都度、全議員へ送信する。</li> <li>・議会事務局長は、議会災害対策会議の設置について議長に確認する。</li> <li>・議会災害対策会議の設置を全議員にメール等で送信する。</li> <li>・議会災害対策会議の庶務を行う。</li> </ul>

<p>【議会災害対策会議の開催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各議員は、参集までに知り得た、地域の災害の現場、避難所の状況を議会災害対策会議に報告する。</li> <li>・議長は、被災状況の報告等や今後の対応を協議するため、状況に応じ議会災害対策会議を開催する。 同会議は、災害対応要綱第5条に規定する所掌事務を行う。</li> <li>・議会災害対策会議が開催される場合は、自らの安全に十分留意し参集する。参集の際、災害を起因とした事故など人命にかかわる事象に遭遇した場合は、行動マニュアルより優先して人命救助に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局長は、市災害対策本部で知り得た、被災報告を議会災害対策会議に提供する。</li> <li>・市災害対策本部と連携し、市災害対策本部及び議会災害対策会議の情報共有を図る。</li> </ul>
<p>【議会災害対策会議の解散】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、議会災害対策会議において、市災害対策本部が解散した場合、又は応急対策、復旧・復興等の方向性が決定した場合に、議会災害対策会議を解散する。</li> </ul>	

検討事項

- ・事務局職員の参集が困難である時や通信障害等により、安否状況の確認がとれない場合、どのように安否状況を連絡するのか。